

防災公共推進計画書

【資料編】

青 森 県

目 次

| | |
|------------------------------|----------|
| (1) 危険箇所の定義 | 1 |
|------------------------------|----------|

(1) 危険箇所の定義

1)耐震補強が未対策な橋梁（地震を起因）

「緊急輸送道路の耐震補強3箇年プログラム耐震補強マニュアル（案）」（平成17年国土交通省）に掲載の対象橋梁^(※)に合致する国県道、広域農道の橋梁で耐震対策（橋脚補強、落橋防止システム設置）が実施されていない橋梁

※対象橋梁・・・昭和55年道路橋示方書より古い基準を適用した橋梁のうち、特に優先的に耐震補強を実施する必要がある橋梁を対象

「緊急輸送道路の耐震補強3箇年プログラム耐震補強マニュアル（案）」の対象橋梁

昭和55年道路橋示方書よりも古い基準を適用した橋梁について、以下の①～⑥に該当する構造を有する橋梁を対象橋梁として選定することを基本とする。

(1) 橋脚補強の対象構造^{※2}

- ①段落し部のある鉄筋コンクリート製単柱橋脚
- ②鋼製単柱橋脚
- ③連続橋の段落し部のある鉄筋コンクリート製固定橋脚

(2) 落橋防止システム設置の対象構造

- ④両端が橋台でない単純桁
- ⑤ゲルバー桁
- ⑥流動化の影響を受ける可能性のある連続桁

2)橋梁の洪水時危険箇所（大雨を起因）

県管理の河川（1級、2級、準用河川）に架かる橋長15m以上の橋梁のうち、河川が未改修であるもので、かつ、河川改修計画がある場合、改修断面に適合した橋梁を除いたものを橋梁の危険箇所として抽出

3)道路防災点検【落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、盛土等】

(大雨・地震を起因)

国土交通省が定める道路防災点検「点検要領」に基づき、県土整備部所管道路施設を対象に実施された「道路防災総点検」において調査・抽出された危険箇所のうち、大雨・地震時の危険性の高いと考えられる点検項目(落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、盛土、擁壁)に該当し、かつ要対策箇所^(※)と判定された箇所を道路危険箇所として抽出

※要対策箇所・点検箇所の現地調査等により、災害に至る可能性のある要因が、明らかに認められる箇所、対策が必要と判断された箇所

4)道路防災点検【土石流】(大雨のみを起因)

上記点検のうち、大雨時の危険性が高いと考えられる「土石流危険箇所」について、要対策と判定される箇所を抽出

5)土砂災害危険箇所(大雨・地震を起因)

国県道、広域農道、市町村道等、すべての道路に下記の危険箇所の想定災害範囲が影響する危険箇所を土砂災害危険箇所とした。

なお、下記に掲載している土砂災害危険箇所は、大雨を起因とするものであるが、防災公共では、地震を起因とする土砂災害についても定義付けしている。

①土砂災害特別警戒区域、警戒区域

(急傾斜地危険箇所、地すべり危険箇所)

土砂災害は「土石流」、「地すべり」、「がけ崩れ」の3つに分けられる。

平成13年4月1日から、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」が施行され、青森県内でも、この3つの現象について被害のおそれがある土地の調査を行い、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」に指定しており、それを抽出(大雨・地震を起因するものとして「地すべり」、「がけ崩れ」を掲載)

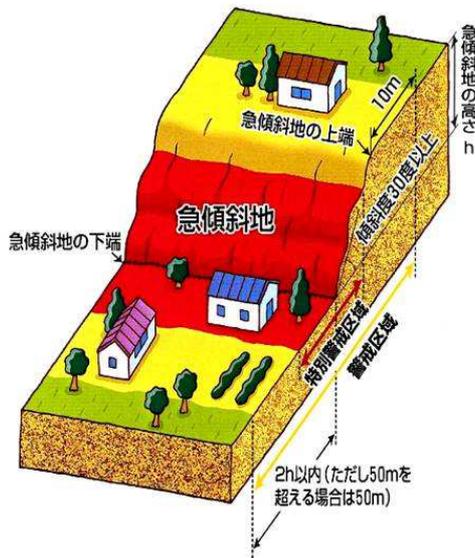
●土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

●土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

・急傾斜地の崩壊（土砂災害防止法施行令第二条第一項、第三条第一項）



土砂災害警戒区域

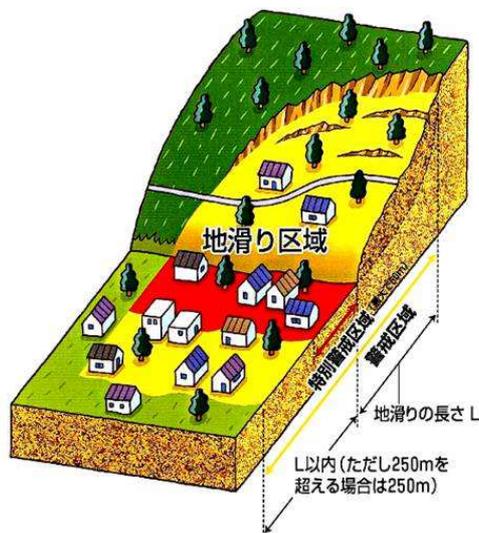
- ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを越える場合は50m）以内の区域

土砂災害特別警戒区域

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

となく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

・地すべり（土砂災害防止法施行令第二条第三項、第三条第三項）



土砂災害警戒区域

- ・地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）
- ・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを越える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域

上記の土砂災害特別警戒区域の定義と同様（地すべり区域の下端から最大で60mの範囲内の区域）

②山腹崩壊危険地区

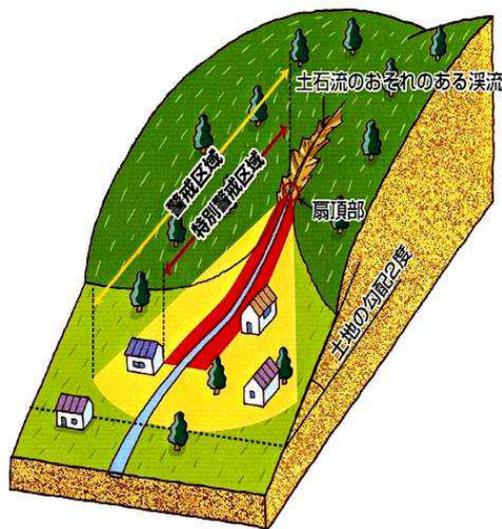
山腹の崩壊や落石による災害が発生する危険性が高い地区

6)土砂災害危険箇所（大雨のみを起因）

①土砂災害特別警戒区域、警戒区域(土石流危険渓流)

土砂災害特別警戒区域、警戒区域の定義は上記と同様。（大雨のみを起因するものとして「土石流」を掲載

- ・土石流(土砂災害防止法施行令第二条第二項、第三条第二項)



土砂災害警戒区域

その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川（ただし、当該上流の流域面積が五平方キロメートル以下に限る。）のうち下流の部分及び下流の部分に隣接する一定の土地の区域であって、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が二度以上のもの

土砂災害特別警戒区域

上記の土砂災害特別警戒区域の定義と同様

②崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区